

令和3年1月1日

荒川区ながらスマホ防止条例

(通称)が施行

されました



公共の場所で、  
スマートフォン等の  
画面を注視しながら  
歩行してはいけません



通行や利用の妨げに  
ならない場所で、  
立ち止まって  
使いましょう





自転車等のながらスマホも禁止です！

荒川区生活安全課

03-3802-3111 (内線489)